

## ○社会資本整備審議会運営規則（抄）

## （会議の招集）

第二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関する臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

## （書面による議事）

第三条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関する臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

## （議長）

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

## （委員等以外の者の出席）

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

## （議事録）

第六条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

## （議事の公開）

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

- 第八条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。
- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
- 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。
- 2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。
- 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に關し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

○明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

(昭和五十五年法律第六十号) (抄)

(明日香村歴史的風土保存計画)

第二条 国土交通大臣は、奈良県、明日香村(奈良県高市郡明日香村をいう。以下同じ。

一)及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都保存法」という。)第五条第一項の歴史的風土保存計画として、明日香村の区域の全部について、歴史的風土の保存に関する計画(以下「明日香村歴史的風土保存計画」という。)を定めなければならない。この場合において、国土交通大臣は、奈良県又は明日香村から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

4 前三項の規定は、明日香村歴史的風土保存計画の変更について準用する。

(明日香村整備基本方針等)

第四条 国土交通大臣は、奈良県、明日香村及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、明日香村における歴史的風土の保存と住民の生活との調和を図るため、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(以下「明日香村整備基本方針」という。)を定め、これを奈良県知事に示すものとする。この場合において、国土交通大臣は、奈良県又は明日香村から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 奈良県知事は、前項の規定により示された明日香村整備基本方針に基づき、明日香村の意見を聴いて、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画を作成することができる。この場合において、奈良県知事は、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項に規定する計画には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道路の整備に関する事項
- 二 河川の整備に関する事項
- 三 下水道の整備に関する事項
- 四 都市公園の整備に関する事項
- 五 住宅の整備に関する事項
- 六 教育施設の整備に関する事項
- 七 厚生施設の整備に関する事項

- 八 消防施設の整備に関する事項
- 九 農地並びに農業用施設及び林業用施設の整備に関する事項
- 十 文化財の保護に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるもの
- 4 国土交通大臣は、第二項に規定する計画が適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。この場合において、国土交通大臣は、社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 前三項の規定は、明日香村整備計画（第二項の同意を得た同項に規定する計画をいう。以下同じ。）の変更について準用する。